

政治倫理委員会

日 時	令和元年 7 月 17 日 (水)	13 時 30 分 開会 14 時 12 分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 会議室 3	
出席議員	(委員長) 14 番 大石和央 (副委員長) 7 番 大井俊彦	
	15 番 鈴木千津子	13 番 中野康子
	9 番 植田博巳	5 番 平口朋彦
欠席議員		
その他議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 北原 大輔	
説明員及び その他議員	なし	
傍聴	12 番 澤田隆弘 6 番 藤野 守 4 番 吉田富士雄 3 番 原口康之 2 番 瀨崎一輝	

署名 政治倫理委員会委員長

[午後 1時30分 開会]

開会の宣告

○政治倫理委員長（大石和央君）

皆さんこんにちは。ただいまから政治倫理委員会を開会いたします。

大井委員。

○（大井俊彦君）

最初に確認をさせていただきます。倫理委員会規定第4条第2項の規定によりまして、委員会は原則公開とするということですが、ただし規定で、委員の3分の2以上、ですから4人の同意があるときは非公開とすることができるということですので、委員会開催に当たって、この点を確認していただきたいと思います。

○政治倫理委員長（大石和央君）

ただいま、大井委員のほうから、原則公開となっておりますが、非公開にするかどうかということの確認をとっておりますので、それに基づきまして、それでは本日の会議を公開とすることに対しての賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○政治倫理委員長（大石和央君）

挙手全員です。本日は公開ということをお願いいたします。

2 協議事項 (1) 政治倫理委員会開催要求の趣旨について

○政治倫理委員長（大石和央君）

本日の協議事項ですが、(1)のところにありますけれども、政治倫理委員会開催要求の趣旨についてということで、倫理委員会を開いてほしいという、そういう要請に基づいて開いた本日の会議であります。この理由について、皆さんのお手元のところに文書としてあるとは思いますが、さらに具体的に、どのような理由でもって本会議の開催を要求されたかについて、請求人の方が委員のメンバーでもありますので、請求人の方から発言を求めます。

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

それでは、政治倫理委員会の開催について要求いたしました。まず、文書をもってお伝えしたいと思います。

平成31年3月7日の2月定例会本会議において、良知義廣議員による一般質問の内容及び、同質問内における太田佳晴議長に対する発言は、多くの市民が傍聴する中で不穏当発言と受け取れるものであり、同僚議員や傍聴者へ大いに不信感を抱かせるに至った。そのことは同時に、牧之原市議会の品位を著しくおとしめることにつながったと思われる。

また定例会に先立ち、同年1月17日に開催された市長以下、市幹部職員が多く臨席した議員全員協議会においても、議長が再三にわたる発言制止を求めたにもかかわらず、これに従わず、一方的に発言を続けたことは議会のルールを明らかに逸脱した不当なものであり、協議会の混乱を招く事態となった。

これらの行為は、牧之原市議会の最高規範である議会基本条例第12条の「議員は、市民の付託に応えるため、高い倫理義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保ち識見を養うよう努力しなければならない。」という議員の倫理に抵触していると言わざるを得ないと考える。

よって、早期に政治倫理委員会を開催することを強く要求するというのがございます。

以上です。

○政治倫理委員長（大石和央君）

ほかに補足説明はありますか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

私も筆頭署名者である鈴木千津子議員とともに、今回の開催の要求について署名をさせていただきました。今の要求の、鈴木千津子委員による読み上げの要求がこの要求の含意というか、要求のもとになります。これを踏まえて、今回の案件のもとになるきっかけというものが、一般質問、定例会本会議の一般質問、またそれに先立つ全員協議会での振る舞いというか、案件が二つあります。

そのどちらもが、私は牧之原市議会議員政治倫理規定におけます第1条目的、またその下にあります、政治倫理基準第2条（1）の1号ですね、「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」に抵触すると、私は認識をしております。

この場合、一般質問も傍聴者が多くいらっしゃいました。また、この議員全員協議会においても傍聴者がおられましたし、議員全員協議会に関しましては、議事録もしっかりと閲覧できる状態になっている。そういうことを考えますと、市議会、市の公的機関のうちの一つですよね。市議会の品位を貶めたということは、すなわち市の名誉と品位を傷つけるような行為をしたと私は理解をしております。

○政治倫理委員長（大石和央君）

そのほか、補足する理由はありますか。

中野委員。

○（中野康子君）

私も、第75ページにあります議員の政治倫理規定の第2条の（1）「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」という部分に当たるというふうに思っています。理由は、先ほど平口さんもおっしゃったように、一般質問の後、

市民の声の皆様からの投書にあるように、大変厳しい意見が出されています。この文章を読むに当たっても、大変市の名誉と品位を傷つけるような行為であると十分認識できます。

それと、市議会報告会の中でもありますように、議会をほっぽらかして旅行に行った議長の処置はどうしたかとの事後報告がほしいというような声も上がっている中で、このことも解決していない中で、同じ方がこういった行為をしていることに対して、やはり政治倫理の中できちんとたださなければいけないというふうに思っています。

○政治倫理委員長（大石和央君）

ただいま、開催理由についての趣旨説明が行われましたが、これについて何かお聞きしたいことがありましたら発言をお願いします。

植田委員。

○（植田博巳君）

今、趣旨説明をしていただいたんですけれども、この中に、開催について要求の文書の中に、「一般質問の内容及び、同質問内に於ける太田佳晴議長に対する発言」ということが記載されておりますけれども、一般質問のどの内容がそういうようなことに該当する文言があるのかということをお教えいただきたい。

そして、また、全員協議会において、議長が再三にわたる発言制止を求めたということなんですけれども、実際は求めていらっしゃるんですけれども、求めた内容のどの部分がこういった行為に当たるのかということをお聞きしたいなと思います。

○政治倫理委員長（大石和央君）

説明を求めます。

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

登壇での発言ですけれども、これは抜粋ですけれども、「議案については、市民の方から刑事訴訟法第239条の規定に基づき、刑事告発状が提出されると聞いておりますので、警察が法と証拠と正義に基づいて、検察庁へきちんと送付し、処理していくと思っています」というこの部分は、本当に市民に対して不審の部分を抱かせたと思っています。

そしてまた、最後のほうの発言でありますけれども、市民の代表の首長なので厳選な考え方で公平公正な考え方でそこら辺を踏んでいただきたい。いろいろ申し上げてきたが、市長という職に、市長のところはちょっと割愛しますけれども、また、太田議長の行為はまことに残念、議員、議長として全く危機管理意識を持っていなかった行為だと思う。これは、地方議会における二元代表制を考えると、一般市民が行った場合よりも特段に重い。また、神寄区内の方々はいろいろなイデオロギーを持って生活しており、そういった方々も巻き込み、さらに多くの市民に拡散された行為は許されるべきではないと思っている。今、全国的には議員の資質が問われている時代である。議員は、法の秩序を守り、ある程度常識感覚を持っていないといけないと思っているので、そこら辺は議長がみずから考えればよいと思っている。それとともに、市議会としてもど

う捉えていくかの問題がある。市議会の品格が問われることのないよう、根本的なことを考えていかなければならないと、ご本人は発言しておりますが、まさにここの辺も、本当に市民に対して不信感を与えた部分だと私は思っております。

そして、先ほどの同僚議員のお言葉にもありました、良知義議員におかれましては、以前、議長として以前の2年間、本当にこの議会を取り仕切ってきておりますし、そして一般質問と、それから全協等においても、自分がこの運営の一番の責任者としてやってきたわけです。そうしたことから考えましても、こうした発言は本当に議場の中で必要だったのかと、本当に不信に思っております。

○政治倫理委員長（大石和央君）

今の説明の中で、過去、要するに要求書に載っていない部分のところの発言が出てきたわけなんです。過去の文言を捉えて。それは、今回のこの要求趣旨として入れなければならないものですか。それでちょっと確認をしたいんですけれども。

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

やはり、皆さんは今回のこのものとは違うということでしたが、やはり議会を運営していくということを考えますと、やはりこれまで議長であったという職責、まして本当に今後の議会のあり方、そしてこれからの議員さんたちに対しても、本来は指導的立場にある方だと私は思っておりますので、言わせていただきました。

○政治倫理委員長（大石和央君）

ですから、この開催要求に対して趣旨に加えるんですか。

○（鈴木千津子君）

どうしても必要ないということでしたら取り下げますが。

○政治倫理委員長（大石和央君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今、鈴木千津子委員と中野委員も、かつてと今現在、議題に上がっている当該議員のかつての行いというか振る舞いについて述べられましたが、あくまでもそれらは今回のこの委員会に臨むに当たっての参考的意見にとどめていただきたいと、私個人としては思います。

この要求に署名していただいた方々は、この要求の内容ですね、内容というものをコンセンサスをとって署名していただき、押印もしていただいています。

かつての行いをご存じない方もいらっしゃるから、ただ、意見として、今の話の中で、そういうことがあったという過去の意見としては取り上げてもらうべきことではあると思いますが、この要求の内容の中に、過去のことまで遡及してどうのこうのというか、審議に入る入らないというものに加えるべき要因ではないと私は考えております。

○政治倫理委員長（大石和央君）

中野委員。

○（中野康子君）

全くそのとおりだと思います。今おっしゃったこと。ですけれども、今回のこの令和元年度の牧之原市議会アンケートの中に、市民の皆様の声が入っています。幾ら過去のことであっても、この問題が解決していない議会はどうなっているんだという思いがあったから、一応私お話をさせていただきました。

以上です。

○政治倫理委員長（大石和央君）

発言はよくわかりましたので、一応要求書の中の趣旨でもってということで話を進めていくことにいたします。

そして、先に植田委員のほうから、どこに該当するのかというような発言があったわけですが、その理解で、鈴木委員の発言説明ということで理解でよろしいですか。

植田委員。

○（植田博巳君）

鈴木委員から説明があったんですけれども、一般質問が許可されて、市長への政治姿勢について問う質問だったのかなと、趣旨はですね。そういうふうに理解しております。内容的には市長の政治姿勢を問う過程において、そのような千津子委員が今おっしゃったような発言がなされたのかなということで、経過説明ではなかったのか、それが法とかいろいろな形の内容が表現されていたという、それが、そのものをもって政治倫理というふうに言い切れるのかなというような感覚を持ちました。

○政治倫理委員長（大石和央君）

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

今、植田委員がおっしゃったことですけれども、そういった文章を聞くことによって、傍聴にいらしたことによって、見ることによって、聞くことによって、これまでに私が市議会で感じたことのないほどの多くの皆様から、同じ一人の方に対しての傍聴の意見が、本当に厳しいと私は思っておりますが、こうした意見をいただきました。まさにそういった部分を信頼できないがために、こうした文章を書かせたと思っております。

全部読むのも何ですから、1、2枚読ませていただきますけれども、「11番良知議員の質問の中で、選挙の事前運動違反を市長に問い質す質問がありました。他の議員と比べ市民の利益につながらない、個人の憎悪が感じらえた質問と理解し、とても残念に思います。議員は議場においては、品格を持ち、市民の公益につながる質問をして欲しいものです。中学生の議会見学の日でなかったことが、幸いであったと思います」ということと、また、ほかにもたくさんありますので、ほかにも読ませていただきますと、「11番良知議員の質疑に礼を欠く意見があった。最後

に議長を冒涇した発言があった。議員として欠礼。議員の資質を疑う。マナーを守れ!」。また、もう1枚は「市民の恥議会だ。議員の冒涇は見苦しい。もっと議論する大切なことがあるだろう。全協で話を出して議長への冒涇と議員たちの猛反省を促せ」。ほかにありますけど、とりあえず3枚にさせてもらいますが、そういったことが、本当に寄せられております。

これは、もう市民にとってのまさに本音の部分で、私たち議員は市民の付託を受けて選挙を受け、そうした中で議員を行っていることを考えると、この言葉は本当に市民からの声は重いものだと感じております。

以上です。

○政治倫理委員長（大石和央君）

そのほか、ありますか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

今し方の植田委員からのご指摘なんですけど、どの部分が、もちろん一般質問をされた当該議員が、市の一般事務の一環である選挙管理事務ですね、選挙管理事務において、好ましくない状況があったのではないかという流れの中で市当局に問いかけをして、その答弁の中で一般事務として正当であったかどうかというものを整理していくということは、一般質問としては十分あり得る話だと思います。

ただ一方で、先ほど鈴木千津子委員もおっしゃっていましたが、「また、太田議長の行為はまことに残念。議員、議長として、私は全く危機管理意識を持っていなかった行為だというふうに思います」。これは、その前に述べられています、公職選挙法の関係については違反文書だというふうに思っていますという、あくまでも一議員の個人的見解の中での発言からくるものだと思います。この行為が残念とおっしゃったのは。

議員の発言について、専門的な機関での研究成果として、議員の自由な発言の保障という中で、ちまたの流説を真否をたしかめることなく議会で問題としたなら、逆に世の批判を受け、自己の政治的責任が問われることになろうという、ちゃんと一般書籍として販売されている書籍の中でこういうふううたわれております。

その中で、あくまでも、この時点での公職選挙法に則していない違反文書であるというものは推測の域を出ない。現状、この時点では捜査されていたかどうかわかりませんが、起訴もされていないという状況の中で、あたかも、太田議長の行為はまことに残念と言い切ることによって、あたかも公職選挙法違反があったであろうというふうに、個人的な人身攻撃をされたというのは、発言としては非常に不穏当であったと言わざるを得ないと考えます。

○政治倫理委員長（大石和央君）

植田委員、それでどうでしょうか。

植田委員。

○（植田博巳君）

良知議員が発言した経過報告と、議長に対しての本人の思いというか、考え方で発言したものであって、その中が確実にそのような違反だというような形での発言ではなかったのかなど。言葉的には発言内容がそういうようなニュアンスでとられるケースがあったとは思いますが、いずれにしても、やはりその人の一般質問での思いというものを発言したというふうに理解しております。

なおかつ、一般質問にこの件が出るということが、事前に通告で理解されていると思います。そういった中で、その発言を許可されて一般質問された。事前にこういう発言がなされるような想定がされた場合、そういうような懸念がある場合は、やはり一般質問についても控えていただくような形は、ちょっとこの審議内容とは違うかもしれませんが、とれなかったのかなどと思いますけれども。

○政治倫理委員長（大石和央君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今、植田委員のお話にあった、事前に一般質問のところでよくよく精査すべきではなかったかということに関しては、私も激しく同意をいたします。ただ、経過を話す中で、至って個人的な考えを述べられたという部分に関しては、私は、議会はこうあるべき、議員とはこうあるべきという、一般論を述べる分には全然問題はないと思うんですね。その経緯の中で。ただ、個人名を出している以上、議員必携に載っている人身攻撃ですか、人身攻撃は厳に慎むべきという内容が議員必携に載っております。そういった議員必携をよくよく精通している良識のある議員であれば、そういう発言はされないというふうに判断をした、その上で一般質問を許可したのかなどいうことは考えられます。

○政治倫理委員長（大石和央君）

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

先ほどの植田委員さんがおっしゃった、このまま一般質問をさせたのではないかということに対して、私たち役員は、一応どうしようかという話し合いを持ちました。たまたま、本当に悩んだんですけども、最終的に、議長が自分のことであるから、自分が蒔いた種だから、これは僕はやらしてもらっても僕は構わないという、本当に議長のその言葉に私たちも従ってしまった。私個人的に言えば、議長の男気だったのかなど思っていますけれども、本当にそこに従ってしまった、その部分で確かにこれは本当に、本来もう少しきちんとした議論を踏まえるべきだったと、そういったところに関しては反省しております。

○政治倫理委員長（大石和央君）

中野委員。

○（中野康子君）

逆に植田さんにお聞きいたします。一般質問の後、市民の皆様の声をお聞かせくださいという、これが何枚かありました。これに関して、植田さんはどのようにお感じになっていらっしゃいますでしょうか。

○政治倫理委員長（大石和央君）

植田委員。

○（植田博巳君）

この質問というか、意見については真摯に受けとめております。

○（中野康子君）

真摯にって、どういう形ででしょうか。

○政治倫理委員長（大石和央君）

植田委員。

○（植田博巳君）

この書いた方々の個人の意見として、やはりそういった個人的な意見が当然ああった質問の中ではあったんだろうというふうに理解しております。

○政治倫理委員長（大石和央君）

ほかに。

中野委員。

○（中野康子君）

私は、この市民の皆様の声のこれを読ませていただいて、一般傍聴者がここまで誹謗中傷ともとれる内容のことを書かれるというのは、本当によっぽど心の中に、やっぱりええと思った部分が多々あったというふうに私は感じています。そういう意味で、今回このような議会報告会の中での意見でも前の部分が出てきたりしている中で、やはり議会がきちんとその部分に対して対応したという姿勢を見せることが、やっぱり私は大事だというふうに思いまして、今回倫理委員会のほうに、この委員の中に名前を入れさせていただきました。

そして、これは全員協議会の中ですけれども、刑事訴訟法の規定があって、刑事告発はできるわけですから、誰でもそれを認知すれば、だからこそこになった場合に警察の捜査をして証拠とともに書類を警察官に送付しなければならないというようなことがあって、それがそのままなさっているという、その行為に対して、やはり私は一般市民とはちょっと思いが違って、離れているかなというふうに私自身は感じました。

○政治倫理委員長（大石和央君）

植田委員。

○（植田博巳君）

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、この要求書の後段のほうに、「また定例会に先立ち、同年1月17日に」というくだりがございますけれども、そのときの内容についても要

求内容になっているわけであって、それを受けて3月の定例会に入ってきているということなので、このときの、また全員協議会の際の発言からして、今度一般質問をやるときに、また同じような発言がされるだろうというふうには理解していたということなんですけれども、こういった市民の声、こんなとき、やったことによって、こういうふうに出てこられたというふうには思いますので、やはりそのときに、先ほど議長が、自分のことだからやってもらっていいよということの中でこういう発言とか、こういうような市民の声に反映していったということなので、やはりそのときの一般質問の内容的な審査がもう少ししっかりやられるべきだったのかと、若干私は思いました。こういうのを逆に言うと、出てこない状況をつくる必要があるというわけではないんでしょうけれども、結果的にそうなったのかなというのは、感想として持ちます。

この審議内容とはちょっと別の話で申しわけなかったですが。

○政治倫理委員長（大石和央君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今の話に絡めてなんですけど、議長には議事整理権、いろいろ権限があるんですが、議事整理権並びに秩序維持権でしたかね、あります。そういったものを議長は、議員全員のいろいろな選び方によって議長が選ばれて、その権限が付与されている中で、全員協議会、また一般質問の場においてその権限を発揮いたします。

その中で、本来あの場で不穏当な発言をされたのであれば、やはりその場でそのことは、一般質問の場でも注意すべきであったとは思いますが。

ただ、一方で、これは再三再四になるんですが、議員の良識に委ねて極力自由な発言の保障というものをされないといけないと思うんですね。そこの葛藤が、やはり一般質問、今回の当該一般質問をどの範囲で認めていくかというところが難しい部分ではあったと思います。

ただ、外から見た、対外的に市民皆さんから見た、この一連の二つのこの事案というものは、牧之原市議会というものがガバナンスの効いていない、議事整理も秩序維持もできていない組織であって、これが対外的に見れば、ひいては市の品位を貶めることになるのではないかと傍聴された方が感じて、それがこのような行為につながっているんであろうなどは推測をしております。

○政治倫理委員長（大石和央君）

ただいま、一般質問のほうに入って、そのあり方みたいなのはどうなのというようなことの発言になってきていますので、元へ戻しますが、本日のところは、この政治倫理委員会の開催理由というのは、大きく分けて二つと。つまり、全協での当該議員の発言、そして一般質問というところで、さらにそれを傍聴した市民の反響という確認でよろしいですね。

その上で、先ほど出ていましたけれども、これは次の議題ということになりますけれども、牧之原市の議会議員政治倫理規定のどこに該当し、それをこの行為が、要求されている行為が、具体的にこの倫理委員会を開いて、さらに審査を踏み込むその理由となるのかどうかということについてやっていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、議員の身分にかかわってきますので、そのあたりのところは慎重にすることと同時に、この規定に沿って、つまり拡大適用というようなことをしないようにやっていきたいと。厳格にやっていきたいというふうに思っています。

それから、先ほど、一番のそもそもの問題点ということで、違反文書かどうかは別にしましても、文書が配付された、それは不適當な文書であったというようなことから事の次第が始まってきているということでもありますので、その文書もあわせて資料として提出をされた上で、あわせてやっていきたいと思えます。

断っておきますけど、その行為自体が違反かどうかというのは全然関係ない話なので、我々が判断するものではないのですが、そもそもの議員が配付すべきものかどうかという疑問は残りますので、その点で資料として資料は必要かなというふうに思っていますので。

以上、私のきょうのことをやって、これからのことを示しましたけれども。

大井委員。

○（大井俊彦君）

私、個人的にこの9人の方々が出された要求書の確認を、きょう初めて見ました。この要求書によって判断をしていくことにしたいなというふうに思っています。

だけれども、この一般質問の内容あるいは全協での発言、行動等々を見てみても、適正であったかという、私はそうではなかったかなというふうに思えます。

この倫理委員会が私開催されること自体が残念でなりません。そうは言っても、こういう要求書が9人の方々の署名から提出されたということの事実から、やはり冷静かつ感情的にならないような形で、この倫理規定にどのように抵触しているのかというのを、具体的な事案をもって示していきながら、進めていっていただきたいというふうに思っています。

○政治倫理委員長（大石和央君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

異論があるわけではないんですが、ちょっと考え方をお聞かせいただきたいんですが、先ほどの委員長の、発端となった当該文書ですね、違反文書と思われるというふうに今まで扱われてきた文書を、我々は捜査機関でもない、司直の機関、司法機関でもない中で、それが適当か適当じゃなかったかということを審査するものではない、ただ参考とするということでもいいんですよね。

それを、これは余り好ましくないよねとか、好ましいよねということは、一切この場で議論の対象にならないという考え方でいいですか。それを議論の対象にしてしまうということですか。そこをちょっとお聞きしたいです。

○政治倫理委員長（大石和央君）

発端の文書があるわけですから、それが違反文書かどうかというのは先ほど言いましたけれども、そういう判断をするところではないということが第1点。

ただし、発端となりましたので、それについて、我々議員、一般論として、我々議員として適

当なのか、不適當なのかという、そういう判断は当然あってしかるべきかなというふうに思います。

合法じゃないとか、そんな意味じゃないので。

植田委員。

○（植田博巳君）

倫理規定の第9条「委員会は、審査のため必要があるときは議員及び参考人の出席を求め」というくだりがございますけれども、今この委員のメンバー、6人のうち3人がこの申請者になっていらっしゃる。ということで、今聞いていると、議員から出席を求めているというのと同じになっちゃうんだらうと。この規定には、委員の選定については規定がありませんけれども、それはそれとして、今後として、この審議とはかかわりはないかもしれませんが、この委員会のメンバーのあり方というの、やはり中立な立場でやる場合のことも、きょうの審査とは別ですけれども、ちょっとお願いだけ。

○政治倫理委員長（大石和央君）

審査には入っていないという認識でいます。審査に入る前に、事実関係も含めてはっきりさせておいて、審査に入るんだったらば、そこからということになりますので、次回も今言われたところも含めて、審査に入る前の事前の協議ということにしたいというふうに思っています。

先ほどから言っているように、慎重にやらないと、身分の問題になりますので。

よろしいですか。これで。ご意見がないようでしたら、これで。

中野委員。

○（中野康子君）

今、委員長が、議員の身分にかかわる問題だからとおっしゃいましたね。だけど、それは太田議長も議員の身分にかかわることになってしまったんですよね。だから、その部分でちょっと発言としてはちょっといかがなものかと思いますが。

○政治倫理委員長（大石和央君）

この倫理委員会でその身分を問うていくわけではないものですから、議長に対しては。ここであくまでも開いているのは、そういう行為をしたというか、全協とか一般質問での発言というところが問題になっているということで、今やっていますので。そうした意味でも、やっぱり議員としての。

○（中野康子君）

身分にかかわっていますよとか。

○政治倫理委員長（大石和央君）

というのは、やはり尊重されなければいけないなと思っています。

○政治倫理委員長（大石和央君）

では、以上で政治倫理委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

[午後 2時12分 閉会]